

東弁2022人権第113号

2022年6月16日

府中刑務所

所長 小林 祐一 殿

東京弁護士会

会長 伊井 和彦

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人K氏から申立てられた貴所を相手方とする人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第1 警告の趣旨

申立人は、懲罰執行中に6名の貴所職員に身体を強く押さえつけられ、うつぶせの状態に担ぎ上げられながら保護室に連行された。この際の貴所職員の申立人に対する有形力の行使について、申立人が弁護士に相談するために、罰中発信許可の願箋を3回にわたり提出したことに対し、必要性・緊急性が明らかでないとして貴所職員が判断したことは裁量を逸脱するものであり、申立人は自らの権利の保護のために弁護士に対して信書を作成・発信する権利（憲法第21条第1項）を侵害された。

その際、貴所職員は申立人に対し必要性・緊急性を「疎明」するよう漫然と申し向けただけで、「疎明」について具体的に教示・指導をしなかった。貴所職員が必要性・緊急性について疎明が必要であると判断した場合であっても、信書発信の権利の重要性に十分配慮し、当該被収容者に対し、「疎明」について、その年齢・心身の状況・理解力等をふまえ当該被収容者が理解できるように具体的に教示・指導しなければならない。

以上のとおり、警告するものである。

第2 警告の理由

1 当会が認定した事実

(1) 申立人に対する有形力の行使

平成30年7月24日午後1時6分ころ、申立人が食器口から手を伸ばし貴所職員（以下、単に「職員」ともいう。）の制服上衣などを掴んだため、貴所は申立人を保護室に収容することとした。申立人は貴所職員の制止から逃れようと抵抗したため、計7名の職員が申立人を制止したのち、計6名の職員が申立人の身体をそれぞれ両手で抱え（職員Aが左腕及び頸部、職員Bが右腕、職員Cが右足、職員Dが左足、職員E及び同Fが腰部を持ち抱えた）、申立人を床面から約1メートルの位置まで抱え上げた。

申立人の居室（単独室）西4棟1階113号室から、東棟1階保護室第2室まで、約259メートルの距離を、職員6名が上記のように申立人を抱え上げた、床面から約1メートルの位置でうつぶせにした状態で、西4棟1階通路から、処遇管理棟と炊場との間の通路等を経由し、歩いて移動し、保護室に収容した。保護室への連行中、申立人は「歩かせろよ」などと抗議する等興奮状態にあった。収容までに要した時間は約6分であった。

(2) 申立人が懲罰執行中に「罰中発信作成願」を作成し、提出した事実

申立人が作成した「罰中発信作成願」の具体的内容は不明であるが、貴所の当会に対する回答によれば、少なくとも以下の事実が認められる。

ア 平成30年7月24日、申立人から「罰中発信作成願」と題する願箋をもって閉居罰執行中の信書作成が出願された。その趣旨は、法テラス多摩の知人弁護士に対して、自己が受けている処遇について相談したい、とするものであった（以下、「本件出願①」という。）。

貴所職員は、申立人に必要性の疎明を求め、申立人から疎明がなかったことから、本件出願①がないものとして扱った。

イ 平成30年7月30日、申立人から、「罰中発信作成願」と題する願箋をもって閉居罰執行中の信書作成が出願された。その趣旨は、法テラス多摩の

弁護士に対して、自己が受けている処遇について救済を求めたい、労働基準監督署と面会した内容についても、弁護士から助言を受けたい、とするものであった（以下、「本件出願②」という。）。

貴所職員は、申立人に緊急性の疎明を求め、申立人から疎明がなかったことから、本件出願②がないものとして処理した。

ウ 平成30年8月1日、申立人から、「罰中発信作成願」と題する願箋をもって閉居罰執行中の信書作成が出願された。その趣旨は、法テラス多摩の弁護士に対して、保護室収容の際に職員から暴行されたため、弁護士との面会によって刑事事件化することを相談したい、また、労働基準監督署と面会した内容について、来週中には弁護士と面会したいとするものであった（以下、「本件出願③」という。）。

貴所職員は、申立人に緊急性の疎明を求め、申立人から疎明がなかったことから、本件出願③がないものとして処理した。

2 判断

(1) 懲罰執行中に弁護士に対する信書を発信する権利について

刑事施設に収容されている受刑者にも、施設の秩序維持等のため合理的な制約に反しないかぎり、外部交通権の一内容として、信書を作成し発信する権利が保障される。そして、受刑者が、被収容施設内で、職員から暴行を受けた場合、心身の安全を維持し被害回復を図るため、暴行を受けたことについて弁護士に相談し法的対応について助言を求める権利が保障されるというべきである。そして、その権利を実現するために弁護士に充てた信書の発信を合理的理由なく制約されない権利が保障される。

もともと、懲罰執行中の場合、上記の信書発信の権利も、懲罰執行の「謹慎させる」との趣旨により一定程度制限を受けることになる（法152条）が、「弁護人等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合」には、その例外として信書の発信が許容される（法152条1項6号括弧書）。

このように、懲罰執行中であっても、一定の場合に信書の発信を認める趣旨は、「閉居罰による謹慎中であっても、被収容者の権利の保護を図る必要があるためである。」とされる。すなわち「閉居罰の執行中においても、受刑者が被告人・被疑者としての地位を有する場合を含め、これらの面会及び信書の発受は停止されないことに注意を要する。弁護士等との面会及び信書の発受は無条件に除外されるが、それ以外の者との面会及び信書の発受は、被収容者の権利の保護に必要と認められる場合に限られる。」「閉居罰中は、信書の発受が停止されることから、その執行中に、信書を作成する意義は乏しい上、その作成は暇つぶしのために行われかねないのであって、『謹慎させる』との趣旨に照らして、そのような信書の作成は認められない。ただし、弁護士等との信書及び権利の保護に必要と認められる信書の発信は停止されないので、被収容者がそうした信書を発信しようとするときは、その作成は許される。」（逐条解説刑事収容施設法 改訂版 780～781頁）と解されている。

(2) 「必要と認められる」場合の判断について

この点につき貴所は、「閉居罰執行中の被収容者から発信の申請（又は信書の作成の出願）があった場合には、必要性及び緊急性によって拒否を判断する」と回答している。これは、貴所の平成21年2月16日付達示第3号「閉居罰執行中の者に関する処遇細則について」（以下「達示」という。）第13条1項において「受罰中、発信の願い出があった場合には、その旨の願せんと提出させ、その緊急性及び必要性を判断したうえで許可するものとする。」としていることをふまえたものと理解される。

しかし、「弁護士等との間で信書を発受する場合」「権利の保護に必要と認められる場合」には、信書の発信は許容されるべきであり、「必要性及び緊急性」の判断において刑事施設側に裁量の逸脱がある場合には人権侵害が問題となる。

(3) 本件の場合

ア 申立人は、本件出願①から③において、いずれも弁護士への信書の発信許可を求めている。「法テラス多摩の弁護士」とあるだけで、弁護士を特定してい

るわけではないし、具体的事件について委任関係のある弁護士でもない。

しかし、申立人は、貴所職員から有形力を行使された事実について、自己の「権利の保護」のために弁護士への信書を作成・発信しようとしていたのであって、法125条1項6号括弧書により、懲罰執行中であっても発信が許可される場合である。

イ 罰中発信の必要性・緊急性について

本件出願①及び②は「自己が受けている処遇」について弁護士と相談したという趣旨であり、本件出願③はより明確に「保護室収容の際に職員から暴行された」ことについて、弁護士と面会し、相談したいという趣旨である。

保護室収容の際に、貴所職員らが申立人に対して有形力を行使したこと、その行為態様は、第2. 1. 認定した事実(1)のとおりである。

このような申立人に対して行使された有形力の具体的態様及び申立人が受けた被害について、申立人が速やかに弁護士に伝え、法的対応について助言を求めたいと考えたことには理由があり、その必要性は明らかである。

さらに、申立人に対する有形力の態様、申立人が抵抗を続けたことに鑑みれば、申立人の身体(体表・皮膚)に痣など何らかの変化が生じたことも十分推認できる。その場合、申立人としては、早期に弁護士に目視で確認してもらい客観的な証拠を確保し、弁護士からの助言を求める必要があり、そのために弁護士に早急に連絡を取る緊急性があるといえる。

ウ 必要性・緊急性が明らかでないとした貴所の判断について

貴所職員は、必要性・緊急性について「疎明」するよう申立人に告知した、という。

しかし、本件出願①から③、とりわけ本件出願③で申立人が出願した弁護士に対する信書の発信については、その必要性・緊急性は明らかである。また、「いわゆる暇つぶし」のため、という動機を窺うような事情もない。

したがって、本件出願①から③で申立人が出願した弁護士に対する信書の発信について、貴所が、その必要性・緊急性が明らかでないとした判断は、

裁量を逸脱し、申立人の信書発信の自由（憲法第21条第1項）を侵害したものである。

エ 貴所が申立人に「疎明」を求めたことについて

貴所が申立人に対して、本件出願①から③について「疎明」を求めたことに関して、当会から、貴所に対し、申立人に対して「疎明」の具体的方法やどのような資料を提出するのか等教示したのかどうか等について照会した。

これに対して、貴所は「合理的な疎明がなされれば、資料の提出は求めている」とのみ回答している。貴所職員は、たんに「疎明」するよう申し向けただけで、「合理的な疎明」としてさらにどのような情報が必要なのかを申立人が理解できるよう教示・指導をしなかったと評価できる。申立人としては、何を「合理的」に「疎明」すべきなのか理解できず、出願することを断念せざるを得ない状況に立ち至ったことになる。貴所は「申立人が疎明をしなかったことから、申立人からの出願自体がないものとして処理を終結した」としているが、貴所が漫然と「疎明」するよう「告知」したことで、申立人は事実上出願を断念したと言わざるを得ない。

したがって、申立人の本件出願①から③の信書発信の出願に対して、必要性・緊急性について「疎明」するよう漫然と申し向けただけの貴所の対応は、申立人が弁護士に救済を求めるための信書を作成・発信する権利を侵害するという結果を招来したものであり、違法である。

3 結論

以上のとおり、申立人が弁護士に相談するために、罰中発信許可の願箋を3回にわたり提出したことに対し、必要性・緊急性が明らかでないとして貴所職員が判断したことは裁量を逸脱するものであり、申立人は自らの権利の保護のために弁護士に対して信書を作成・発信する権利（憲法第21条第1項）を侵害された。

また、信書発信の必要性・緊急性について「疎明」が必要であると貴所職員が判断した場合であっても、信書発信の権利の重要性に十分配慮し、当該被収容者に対し、「疎明」について、その年齢・心身の状況・理解力等をふまえ当該被収容

者が理解できるように具体的に教示・指導しなければならない。

よって、頭書のとおり警告する。

以上